

協会活動状況

(特別の記事のないものは  
すべて事務局において)

●十二月三十日(金)

常任理事会

出席者 石川、八木、辻井、高畑、網島。

法人化問題検討委員会の任務は一応終了したものとし、法人設立準備会を設けること、収支予算と会費値上げとの関係を検討することなどについて協議。協会の事務所は現在、会員・秦 巖夫北海道空港株式会社社長のご厚意により同社札幌連絡事務所の一画を借用しているが、法人化の事務量が増加してきたことから新事務所を物色することになった。

●一月七日(土) シャワード

常任理事会

出席者 石川、小川、高畑、滝口、辻井、野田、中野、網島、田中、山本。

一、朝里岳スキー場問題  
田中、山本理事から各団体が取組んでいる実情など問題点の説明があり、協会としても適切に対処することとした。

二、法人化問題

理事会に提案する予算・諸規定などを決めるとともに、法人設立準備会を設置した(会長・石川、会長代理・八木、副会長・辻井、中野、事務局長・網島、常任理事・小川、高畑、滝口、

野田)。

●一月十日(火)

法人化問題のうち定款・予算・会計規定などについて道自然保護課と協議(網島)。

●一月十八日(水)

全国自然保護連合・小林賢一郎理事の来訪があり、活動状況などについて意見交流を行った。

●一月二十日(金)

法人化の定款について道と協議(石川、網島)。

●一月二十一日(土) 自治会館  
第七十二回理事会

出席者 石川、辻井、坂本、小川、高畑、午来、野田、山口、滝口、門脇、大山、山本、新妻、久保田、田中、宗像、田尻、中野、三浦、斎藤、網島。

議題

一、理事交替・辞任について  
丹保憲仁理事辞任にともない網島 俊を選出、石崎貞子理事の辞任については欠員のままとすることを決定した。

二、法人化について

設立趣意書・定款・事業計画・五十三年度予算・法人化募金・会員増加対策・役員選挙規定・総会議事運営規定・法人設立日程などについて臨時総会提出議案を決定、法人設立準備会の設置を確認した。

三、臨時総会開催について

法人化問題で二月十九日臨時総会を開催することを決定した。なお、総会運営は新しい定款・諸規定に準拠することと

なった。

四、朝里岳スキー場問題について  
この問題に対する本協会の出遅れが指摘され、近く在札理事会で再検討のうえ、他団体と協調してとり組むこととした。また、久保田理事から穂別町における採石による自然破壊反対運動に対して、本協会が理論づけによる強力な支援をするよう要望があった。

事務局・狭間博子氏が退職(一月二十七日付)、新たに川村静子氏(十八日付)、寺尾紀子氏(十七日付)が任命された。

●二月三日(金)

常任理事会

出席者 石川、高畑、滝口、辻井、網島、野田。

事務所移転問題、臨時総会の議案一部変更、朝里岳問題を協議し、会計部門専門委員に岩崎義郎会員を委嘱して、会計規定の作成などをすすめることとした。

●二月七日(火)

事務局移転

かねて懸案となっていた新事務所がようやく開設の運びとなり、二月六日および七日に移転。新住所は中央区北一西七「広井ビル」五階、電話は二五一―五四六五(直)で従来と同じ。このほかビルの代表電話二六一―六五八六もある。

●二月九日(木)

本協会の活動状況などについて、朝日新聞・遠藤記者の来訪あり懇談。

●二月十日(金) 北四条ビル会議室  
在札理事会

出席者 石川、小川、高畑、滝口、田

# 臨時総会の

## 議事と経過報告



昨年の総会において協会の法人化が決議されて以来、法人化検討委員会(中野徹三委員会)において精力的な審議を重ねた末、いよいよ法人化に向けて大きく前進をみせたことについては、すでにご承知のとおりと思う。そして、その信を問うべく法人化問題を主要議題とする臨時総会が二月十九日(日)、午後一時から札幌市中央区にある自治会館を会場に開催され、慎重な討議を経て、理事会提出の議案が一部修正のうえ承認された。

議事の重要性に鑑み、そのすべてを取録して会員に広く討議内容を理解してもらうべきであるが、ここでは議事の概略を紹介するとともに、重要と思われる質疑については理事会側の対応をまじえ簡潔にまとめるにとどめた。詳細についてはすでに会員に配付済みの臨時総会議案ならびに別途とりまとめる議事録をご覧ください。

まず司会者(滝口 亘)による開会の挨拶にはじまり、本総会の議事運営については、五月に予定されている設立総会の、いわゆるハーサルと考え、新しい定款、議事運営規定にそって運営させたい

旨の提案がなされた。引きつづき議長選出に移り、出席会員の中から長谷川雄七氏が議長に選出された。

議長挨拶の後、司会者から先に出された提案が承認され、同時に運営規定(臨時総会議案、二十三ページ。以下同)第二条~四条により進めることが提案され承認された。ただちに資格審査・議事運営委員の指名に移り、出席会員から伊藤誠夫氏、理事会から小川巖の二名が、また総会書記に田中明子さん川村静子さんを指名、承認されたのち石川会長の挨拶を経て議事に移った。議事項目、報告者ならびにその概要は次のとおりである。

(1)法人化問題検討経過報告(中野徹三)

「去年五月の総会決議により、法人化検討委員会を設け、常任理事会と合同で今春をメドに検討を進めてきた。理事会においては監督官庁による介入を懸念する意見が出されたが、会の活動にまで介入する恐れはないとし、社会的にも財政的にも責任ある団体として活動するうえで法人化が必要であると確認された。それには理事会の体制ならびに事務局体制の確立が計られなければならない。職員

処遇等に関しても十分考慮する必要があるのはもちろんである。理事が三十名から二十名に減員するが、この数でも会の活動は十分果たしうるとの結論に達している。」

(2)社団法人設立準備会設置報告(石川会長)

本年五月に設立総会をもつまでの経過措置として、議案(二十六ページ)のとおり準備会を発足させたとの報告がなされ、会務分担などについて説明がなされた。討論ののち運営委員会の小川委員より、議事運営規定(二十三ページ)に則り以下のような報告がなされ、承認された。

「会員状況(二十五ページ)から分かるように、昭和五十三年一月二十一日現在の会員数は個人会員六五一、団体会員四九、合計七〇〇であるが、転居先不明等の理由で首信の途絶えている分、および五十年程度までの会費未納の人を自然除籍と取扱ったところ、その数は個人八三三、団体四、合計八三七であり、差引き六一三となる。これに一月二十一日以降の新入個人会員四五名を加えた数(団体会員はなし)すなわち六五八が本日現在の会員ということになる。次に本総会の成立に必要な過半数は三二九であるのに対し、出席会員が三三、委任状提出が三四七、合計三八〇に達しているので総会は成立している。」

(3)設立趣意書(八木副会長)

議案(一ページ)にある「社団法人北海道自然保護協会設立趣意書」参照。

中、辻井、綱島、中野、山本

法人化による役員改選のうち理事会推せん理事候補の選出方法について協議。

朝里岳問題については、他団体と歩調のそろう要望書を出すこととした。

●二月十三日(月)

朝里岳問題に関し、石川会長から札幌市及び札幌リゾート開発公社に対して要望を行った。

●二月十三日(月) 北大植物園

選挙管理委員会

出席者 駒井、原田、浅井、辻井(斎藤 欠)。

臨時総会で法人化議案が承認された場合を考慮し、日程の都合上予め選挙の打合せを行った。駒井、勉委員を選挙管理委員長に互選し、公示や日程などを決めた。

●二月十八日(土)

常任理事会

出席者 石川、八木、辻井、中野、小川、滝口、綱島。

臨時総会の運営及び理事選出などについて協議した。

●二月十九日(日) 自治会館

第七十三回理事会

出席者 石川、八木、辻井、小川、高畑、滝口、山口、三浦、田中、大山、綱島、中野、坂本、午来、山本。

総会議案の一部修正を確認して一たん中断し、総会終了後再開のうえ議決事項の事後処理を決めた。また理事の改選にあたり地域的な調整をとるとともに、執行活動にプランクを生じないようにする

(4) 定款 (中野徹三)

議案 (二ページ) (十二ページ) のとおり報告され、討議の結果一部修正により承認された。修正方針については別記のとおり。

(5) 昭和五十三、五十四年度事業計画 (高畑 滋)

議案 (十三、十四ページ) が提案された。この議案に対し動議が会員より提出されたため、この動議をあらかじめ運営委員会で整理したうえ、事業計画 (十三ページ) の一部追加修正 (別記参照) を提案し、理事会提案の原案と共に承認された。

(6) 昭和五十三、五十四年度収支予算 (綱島俊)

議案 (十五、十八ページ) とおり一括して提案され一部修正 (別記のとおり) の後承認された。

(7) 会員増加対策 (辻井達一)

「新規会員として個人会員で二〇〇、団体会員で五十くらい増加を見込んでいます。法人化に伴ない自治体からの寄付行為が受けやすくなったので、積極的に働きかけていきたい」との報告がなされた (議案二十五ページ)。

(8) 役員選挙規定・総会議事運営規定 (滝口 互)

議案一九ページ、二二ページのとおり提案され承認された。

(9) 法人化設立日程 (綱島 俊)

議案 (二四ページ) を一部修正して提案され承認された。

ここまで議事が進んだところでいったん休憩に入った後、別室にて理事会を開き、理事定数について協議した。

(10) その他

石川会長より新理事会の理事定数が二十名 (理事会推薦および立候補による理事各十名を定員とする) になる旨の報告がなされた。また選挙管理委員には、会員から原田輝治、浅井定美、齋藤慎男、駒井勉の四氏ならびに理事から辻井達一の計五名が選出され、委員長には駒井氏が互選されたことが報告された。最後に委員長が選挙公示を行った結果、即日公示され、同時に全会員にハガキで通知される旨報告を行った。

以上が議事に関する経過報告のあらましである。議事進行の過程で出席会員から種々の発言、問題提起が多数なされ、それらのうちには議案の修正を含む重要な発言もあった。ここでは質疑の主旨を項目別にまとめておくことにする。なお文中「Q」となるのは質問者の、「A」とあるのは回答者 (理事会) の意味である。

(1) 団体会員の扱いについて

Q 団体会員を個人会員と同一資格にする、協会が特定の団体、企業に利用される心配も出てくる。その意味から団体会員は議決権のない賛助会員の扱いにすべきでないか。

A 確かに理論的にはそのような懸念の生ずる余地はあるかも知れないが、定

款 (第三条) にうたっている本会の主旨に賛同して入会した以上、個人会員と権利の上で差をつけることはできないのではないか。

(2) 理事について

Q 理事が、三、四期続けて勤めることに問題はないか。

A そのことにより、会の運営が非民主的な方向に進むことになるのならば別だが、ぜひ理事になってほしいと会員が考える人を規制することになってしまふので、現実的なやり方でいえば規制しない方がいいと思う。

(3) 定款上では、常任理事会の機能、権限がはっきりしていない。

A 常任理事会は、理事会から委託された一般的な事務を消化するための機構であるから、その意味では理事会を信頼していただきたい。

(4) 参与制度について

Q 新しく設けられることになった参与制度の意味は何か。また定款の条文にある「協会発展に特別貢献した会員」という表現は削除した方がよいのではないか。

A いろいろな事情で理事になってもうえなかつた人に委嘱するなどして、理事会で決めることになっている。後者については確かに不要と思われるので、削除することにした。また参与は会員の中から選ぶことにしている。

(5) 会費未取分の取扱について

Q 会費の未納分はどう取扱うのか。

A 少なくとも昭和五十年分までは未

ことを申し合せた。

● 二月十九日 (日) 自治会館

臨時総会 (別記のとおり)

理事選挙公示

● 三月四日 (土)

常任理事会

出席者 石川、八木、辻井、小川、高畑、綱島。

定款について臨時総会で修正された事項を確認のうえ法人許可までの間に用いる分を印刷する。会員の入退会、未納会費の処理、法人化募金の中間集計、事業計画と予算の年度別見直し、各種受託調査の動向、道団体連合シンポジウム参加などを討議した。

物故者 中野征紀氏

本協会会員、元理事・中野征紀氏 (釧路・本州製紙kk診療所長) は去る二月二十五日逝去された。

同氏は第一次南極観測隊副隊長、昭和三十七年北大ヒマラヤ遠征隊長としてチャムラン峰 (七三二七m) 登頂を指揮、成功させた著名な岳人で日本山岳会理事北大山の会会長。

本協会創立以来の会員で創立当時理事をつとめられた。また本協会釧路支部、後に釧路自然保護協会における主要メンバーであり、風格ある山岳人として後輩の指導に尽されたが不幸、病魔の侵すところとなった。釧路地方は先に田中教授を失ない、今また中野征紀氏を失ったことになる。痛惜に耐えない。謹んで哀悼の意を表する。

昭和53年度収支予算（修正）			
収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
個人会費 (会費値上)	1,730,000	会議費	300,000
A会員：2,500円 (現行 2,000円)		旅費	300,000
B会員：1,500円 (現行 1,000円)		会誌発行費	1,280,000
学生会員：1,500円 (現行 1,200円)		通信費	350,000
団体会費	3,620,000	諸会費	30,000
賛助会費	300,000	人事件費	3,840,000
調査料収入	8,750,000	事務所経費	900,000
事業収入	2,450,000	図書資料費	100,000
雑収入	500,000	出版印刷費	200,000
預金利子	50,000	調査費	7,350,000
計	17,400,000	事業費	1,760,000
		消耗品費	200,000
		雑費	30,000
		予備費	140,000
		計	17,400,000

法人設立費用収支予算（修正）			
収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
個人会員募金 (内訳)	900,000	新事務所開設費	1,000,000
20,000 × 3 = 60,000		人件費	250,000
10,000 × 20 = 200,000		2月臨時理事会	120,000
8,000 × 1 = 8,000		2月臨時総会	300,000
6,000 × 30 = 180,000		法人設立準備会	220,000
4,000 × 60 = 240,000		選挙管理委員会	130,000
2,000 × 106 = 212,000		設立總會引当	100,000
団体会員募金	1,600,000	申請書、添付資料	100,000
		印刷代	100,000
		申請書作成、法人登記	80,000
		消耗品その他	100,000
		予備費	100,000
計	2,500,000	計	2,500,000

取の分は、整理しなければならないと考えている。  
 Q…支部を作った場合、その支部の定款等はどうか。  
 A…新しい定款という支部とは、事務処理のみを行うことになる。それ以上の権限と機能をもつ支部を作ろうとする場合は、当然定款の改正が必要となる。地方会員の要望、意見を広く聞こうとする場合、支部の設置以外にも自然保護講座、懇談会、札幌以外の理事会

開催など、いろいろな方策が考えられるので、そのような交流の機会を積極的に作っていきたい。  
**定款修正部分**  
 第二条 この法人は、事務所を北海道札幌市中央区北一条西七丁目一番地広井ビル内に置く。  
 第六条 2. 会員は、会費を事業年度開始後一カ月以内に納入しなければならない。  
 (説明) 当該事業年度の四月三十日まで

でに会費納入を義務づけ、それを基にしてその年度の事業活動を行う。さらに原案第八条第三項において、「正当な理由なく翌年四月三十日までに会費を納入しないときは退会したものとみなす」としている。  
 第十四条 総会は、この法人の最高決議機関であり、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し重要な事項を議決する。  
 第二十七条 2. 参事は、会員である学識経験者のなかから理事会の承認を経

て会長が委嘱する。  
 第三十七条 常任理事会は、会長・副会長及び常務理事(以下本条においては「常任理事等」という。)をもって構成し、常務を処理する。  
 附則4. 社団法人の許可あるまで、各条文中の「この法人は」は「この協会は」に、第一条の「社団法人北海道自然保護協会」は「北海道自然保護協会」に読み替えるものとする。  
**事業計画追加修正部分**  
 一、自然に関する学術調査研究及び資料の収集  
 (6) 発電、エネルギー開発事業に関する調査研究  
 三、自然保護思想の普及宣伝のため、刊行物の作成頒布及び講演会・講習会等の開催  
 (4) 自然保護講座の開催  
 8) 発電、エネルギー問題について

**社団法人北海道自然保護協会 設立趣意書**  
 北海道自然保護協会は、昭和三十九年十二月以来十三年余にわたり、北海道の自然を愛し、環境問題に関心を寄せる有志を会員として、自然に関する調査研究をつづけるとともに、自然保護上緊要と思われる問題について数多くの指導、助言、勧告を行い、自然保護思想の普及宣伝活動を積極的に推進してきた。  
 しかしながら、激動する社会情勢のな



## 山とゴミ

高畑 滋

久しぶりで大雪山を歩いた。今回は大勢のパーティだし、若い者もいるから少し荷物を減らしてもらって、八ミリ映画をものにしてと張切って出かけた。撮影効果をねらう小道具として「北海道自然保護団体連合」の緑色の腕章をつけていったのが悪かった。

トムラウシを過ぎ化雲に向う頃から増えてきた登山客からまるで山の管理人扱いで、いろいろな苦情・問合わせがよせられる。道のりは時々ガイドブックをみながら答えられるが、われわれ自身も困ったのがゴミの処理であった。

忠別小屋に泊ったときは本州からの若い人にゴミ論争をしかけられ、大雪山におけるゴミとクソの対策はいかに、と鋭くせまられたときには、われわれ自然保護団体としても取組みが甘いことを痛感した。

都市のゴミでも同じであるが、最近

ゴミについて分別してみると、一、紙クズ、三、プラスチック包装類、三、カンズメ・ビン・プラスチック容器類、四、食物残渣にならう。原則として、山のゴミはすべて持帰りとするべきものであるが、数日を要する山行では持ち帰りは、いうは易くしてなかなか完全に行きでも、緑の腕章の手前もあって完全に持帰ると宣言したものの、かなりの量であった。

しかも、ゴミ特有の臭気は袋を何重にしても、リュックの中に入れておられるものではなく、外にぶら下げて歩いた。これが沢沿いのガケつぶちを通るときにひっかかり、まさに危機一髪、ゴミの撤出も命がけだったというのが麓に着いたときの実感であった。

大雪山のように人が集まりやすい山でのゴミ処理については、登山者も管理者側も真剣に考える時であらう。ゴミ処理論争のときに求められた自然保護団体としての対策は次のように答えたが、会員諸氏のご検討をお願いしたい。

(一)の紙クズ類は山小屋などに焼却施設があれば燃やす。しかし、燃えるゴミだからといってどこでも燃して処理するというのは危険である。忠別小屋では石油カンがあつて、これを焼却施設というかどうかは問題があるが、小屋周辺にいたテント組も含めてかなりの量が燃やされていた。燃えるゴミはかさばるが軽いものであり、汚いものも少ないので、やはり焼却炉がないところでは持帰るべきであらう。

(二)、(三)の不燃性ゴミは必ず持帰るべきである。山行きの最初からこのよう

なゴミを出さないよう装備を点検してから出かけるべきであらう。

(四)の生ゴミは問題が多い。食べものの残りは腐りやすく重いもので、最も持帰りにくいものである。普通の山ならば有機物だけに埋めて処理するところだが、高山帯では腐植化するの

かどうかが疑問である。だいいち、お花畑やハイマツ帯がやたらに掘られることも問題があり、場所によっては野生鳥獣のエサとして影響が過大になるおそれもある。登山者側の心得としても生ゴミも出さないように、野菜なども皮をむくなどの半処理をしておくべきであらう。

水場の汚染もひどいものがある。一番大切な飲料用が最優先されるべきで洗うものは原則として避けなければならない。冷たい水で油がおちないといつて、合成洗剤を大量に使って食器を洗うなどは論外である。数日しかない山での生活を、町にいるときと同じように考え、食器をピカピカに磨きあげるといふのは登山文化に反し、山のモラルを疑われるものであろう。水場では洗わずに、ふきとるだけにしたいものである。

(羊ヶ丘自然愛好会)

(4Pよりつづき)

かであって、今後ますます多様化し、重要度を増すことが予想される自然保護・環境保全問題を考えると、さらに組織を固め、活動の範囲を拡大強化することは当協会が担うべき社会的責務であり、北海道の自然保護・環境保全問題の発展に大きく寄与するものとなることは疑いのないところである。

ここに北海道自然保護協会活動十三年余の歴史を継承し、新たに社団法人・北海道自然保護協会を設立し、社会的に責任ある団体として、その活動を一層強力に推進しようとするものである。

(会員数)

個人会員六一三名、団体会員四五名、合計六五八名。

(総会成立定足数)

三二九名。

(臨時総会出席数)

個人会員出席数三三名、個人会員委任状三二七名、団体会員委任状二〇名、合計三八〇名。

(臨時総会出席者)

伊藤誠夫、石川俊夫、市川正良、今村朋信、小川 巖、大山 明、加藤勇太郎、神門敦之、狩野 広、栗原正之、駒井 勉坂本直行、重岡義雄、田中留蔵、田中明子、高畑 滋、滝口 亘、俵 浩三、辻井達一、綱島 俊、中田圭亮、中野徹三、長谷川雄七、橋本昌利、原田輝治、三浦二郎、三木 昇、三股正年、村野紀雄、八木健三、安田鎮雄、山口 透、山本正(以上三十三名)

会費のお願い

今回の臨時総会で昭和五十三年度からの会費が、次のようにきまりました。会員各位のご協力をお願いします。

一、会費値上げ

個人会員(A) 年額二、五〇〇円。

〃 (B) 〃 一、五〇〇円。

〃 学生会員 〃 一、五〇〇円。

個人会員(B)は同一世帯でたと

えば夫婦・親子・兄弟など二名以上

の場合一人目から。

二、納入時期

事業年度開始後一カ月以内。昭和五十三年度の場合は、昭和五十三年四月三十日まで納入していただくこととなります。本協会はこれを基にして昭和五十三年度の事業活動を行うこととなります。納入が遅れますと事業活動が思うようにいきません。本協会の発展のためにも早目に納入して下さい。

会員の移動

昭和五十三年四月一日現在の新しい会員名簿を作成中です。新入会員の氏名は会員の皆様に名簿配布することによって代えます。会員名簿から外した氏名は次のとおりです。

(退会)

足立行夫、秋田谷正雄、浅野料子、伊坂昭二、飯尾健悦、入沢幹夫、岩崎四郎、上田 璋、蝦名賢治、遠藤利雄、遠藤昌敏、神谷美美、川端功治、佐藤信彦、佐藤 貢、斎藤 武、斎藤真理子、酒田和

彦、白石昌次、相馬昭男、

田中滋郎、高井美穂子、竹

生脩二、土井恭次、豊岡

洪、成田保夫、野村裕郎、

華園康次、原 芳弘、松井

幹雄、三宅正之、八幡利郎

渡辺文太郎、青柳志郎、早

川禎治、湊 正雄、中野知

性)

(音信困難で会費滞納ある

ため、退会したものとみな

す会員)

伊豆 正、伊藤隆敏、石本

恵生、岩田光治、内野文夫、

木村靖郎、小坂誠士、後藤輝美、河野清

晃、佐々木正一、笹原昌幸、余助修二、

竹田茂雄、中村幸子、樋口広作、東原朋

子、宮田典久。

(物故会員)

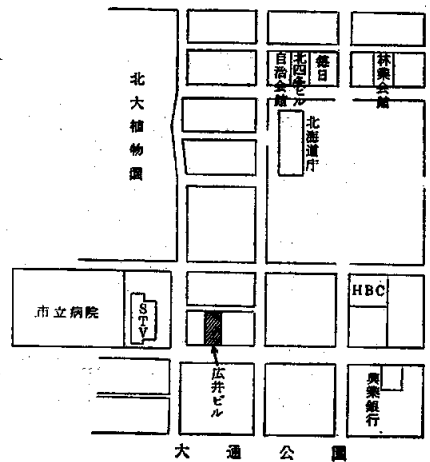
塩沢英雄、田中瑞穂、中野征紀、早川力

夫、福井清敏、松井善喜……謹んでお悔

み申しあげます。

事務所移転のお知らせ

本協会の事務所は昭和三十九年十二月の発足以来、北大植物園事務所内に置かれていました。法人化を目的に昨年六月から会員秦蔵夫北海道空港株式会社のご厚意により同社札幌連絡事務所(富山会館三階)の一面を拝借しておりましたが、このたび下記に事務所を設置することになりました。新事務所は、今までと同様に市内中心部にあり便利なお待ちしております。皆様のご連絡ご利用をお待ちして



ります。

新事務所 〒〇六〇 札幌市中央区北一条西七丁目一  
地番広井ビル五  
階(北一条通り南向き)

昭和五十三年三月十日発行

〇六〇 札幌市中央区北一条西七丁目  
広井ビル五階

発行所 北海道自然保護協会

電話(〇一一)三六一一五八(六代)

郵便振替口座小樽四〇五五

北海道拓殖銀行本店〇一七三九

北海道銀行本店一〇一四四四

発行人 石川 俊 夫

印刷 札幌印刷株式会社